

# 「子ども・被災者支援法」の基本方針(案)への対応

## 1 基本方針(案)の概要

### (1) 支援対象地域について

① 中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く）

② 準支援対象地域

施策ごとに、「支援対象地域」より広範囲な地域を支援対象地域に準じる地域として設定。

### (2) 被災者生活支援等施策について

① 「原子力災害による被災者支援施策パッケージ（25.3）」の施策が基本

子どもの元気復活、子どもの健康・心のケア、子育て・生活環境の改善施策

② 主な新規・拡充施策

- ・ 民間団体を活用した福島県外への避難者に対する情報提供・相談事業（復興庁）
- ・ 避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援（復興庁、国交省）
- ・ 避難者が多い地域における就職支援の強化（厚労省）

## 2 基本方針(案)の主な課題

### ① 健康管理、医療の確保

○ 生涯にわたる健康診断（第13条第2項）

- ・ 被災者の定期的な健康診断について生涯にわたり実施されるよう、国としての施策の方向性について明記すべき。

○ 医療費減免等（第13条第3項）

- ・ 国の責任において、医療費減免の方向性を明らかにするとともに、18歳以下県民の医療費無料化の継続的な財政措置を図るべき。
- ・ 子どもや妊婦以外の被災者に対する医療の提供に係る必要な施策についても、国として施策の方向性を明記すべき。

### ② 子育て支援（第8条第1項、第2項）

○ 子ども元気復活交付金等による子育て支援施策については、本県の厳しい実状にあった弾力的な運用や継続的な財源確保が求められている。

### ③ 住宅の確保（第9条）

○ 借上住宅の供与期間の延長や、住み替えへの柔軟な対応など避難生活の長期化に伴う課題への対応を明記すべき。

### ④ 財政上の措置（第4条）

○ 国は被災者生活支援等施策の実施に必要な財政上の措置を講じるとされているが、中長期的な国の財源確保、財源措置に対する姿勢、責任が不明確。

## 3 今後の対応

関係部局と連携しながら、健康や医療の確保など、被災者の生活に関わる支援施策の充実と必要な財源措置を求めていく。